

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：エチオピア国シダマ州中等学校建設計画準備調査(QCBS)

調達管理番号：22a00867

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年1月18日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年1月18日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：エチオピア国シダマ州中等学校建設計画準備調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年4月～2024年4月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kawashima.Junya@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 基礎教育グループ基礎教育第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 1月 24日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 1月 25日 12時
3	質問への回答 1月25日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 1月 30日
4	質問への回答 2月1日12:00までの受領分	第2回（最終）回答日 2023年 2月 6日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 2月 10日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年2月 28日 10時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・「第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4.（3）参照
- 2) 提出先：上記 4.（1）選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp 宛
CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注 3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

- ① 本見積書、別見積書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp

- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

- １）プロポーザル・見積書
- ２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（５）電子入札システム導入にかかる留意事項

- １）作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）

- ２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

９．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、**配点を技術評価点９０点、価格評価点１０点とします。**

（２）評価方法

１）技術評価

「第２章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（２０２２年４月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位１位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（１００点満点中６０点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されません。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「エチオピア国シダマ州中等学校建設計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

エチオピア連邦民主共和国（以下、「エ国」という。）政府は、1997年以降、教育セクター開発5カ年プログラムⅠ～Ⅴ（Education Sector Development Program: ESDP Ⅰ～Ⅴ）を策定し、公教育へのアクセス改善、教員の人材育成、教材改訂を通じた教育の質改善等に取り組んでいる。その結果、初等教育及び前期中等教育（1-8年生）の純就学率は、2018/19年には94.7%に達したが、後期中等教育（9-12年生）の純就学率は、2018/19年の24.1%（9-10年生）、6.2%（11-12年生）に留まっている（2019年、エ国教育省）。後期中等教育の就学率が低い最大の要因として、学校数・教室数の不足があるが、特に地方部においてこの課題は顕著である。加えて、女子生徒の就学率（純就学率：29.3%）がサブサハラアフリカ平均34%と比較し、低いことも課題とされており（2021年、エ国教育省）、その要因の一つとして多くの学校が性別のニーズに対応した施設・設備を有していないことが指摘されている（2020年、UNESCO）。また、片道20キロを超える長距離通学を強いられる生徒や、長距離通学が不可能なことから進学を断念し、就労あるいは結婚を選択せざるを得ない生徒も多い状況である点も教育セクターにおける課題とされている。かかる状況下、エ国政府は2020年に策定されたESDPⅥ（2020/21-2024/25）の中で、後期中等教育の学習環境及びアクセスの改善を重点分野の一つに掲げ、女子生徒のニーズに対応した学校整備を達成目標の一つとして掲げている。

本事業の対象地域であるシダマ州は、エ国の全人口の4%を占め、オロモ（34.4%）、アムハラ（27%）、ソマリ（6.2%）、ティグライ（6.1%）に次いでエ国で5番目に人口規模の多いシダマ族によって構成されている。同州は2018年に就任したアビィ首相の承認のもと、2020年に実施された住民投票によって南部諸民族州から独立した最も新しい州である。民族連邦制を導入しているエ国は、民族自治権を憲法で保障しつつも、国の統一という課題に直面しており、シダマ州の安定は当国の平和と安定にとっても重要課題となっている。かかる状況下、エ国政府は「シダマ州中等学校建設計画（以下、「本事業」という）」に対する支援を日本に要請した。

シダマ州では、後期中等教育への純就学率（2020/21）は 39.4%（男子 42.6%、女子 36.1%）と全国平均 29.5%（男性 29.7%、女性 29.3%）より高い。他方で、後期中等教育課程では、授業を二部制で対応しているものの同州（19 県及び 1 特別市）の 1 教室当たりの生徒数は平均 59.0 人（標準人数：40 人）、本事業の建設予定地 5 県の平均は 82.5 人と全国平均 47.5 人と比較して遥かに超過しており、後期中等学校の建設とともに過密な学習環境の改善が喫緊の課題となっている。他方、エ国財務省によれば州政府予算が限られており、教育セクターのインフラ整備に十分対応できていない。

本事業は、シダマ州 5 県において、後期中等教育課程（9-12 年生）の学校新設及び教育用機材の整備を通じて、後期中等教育課程へのアクセスとともに学習環境の改善、女子生徒の就学促進に貢献するものであり、当国の教育セクター開発プログラムにおいても優先度の高い取り組みとして位置付けられる。

本事業実施の要請を受け、JICA は関連情報を収集し、本事業を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

第 3 条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本事業は、シダマ州において、ジェンダーニーズに対応した後期中等学校の新設及び教育用機材等の整備を行うことにより、対象地域における後期中等教育課程へのアクセス及び学習環境の改善を図り、もって同州の教育の質向上及び女子生徒の教育推進に寄与するもの。

(2) プロジェクトの内容

ア) 施設、機材等の内容

【施設】新規建設 5 校（教室棟、理科実験室、図書室、管理棟、男女更衣室、男女別トイレ等）

【機材】生徒用机・椅子、教員用机・椅子、管理棟用机・椅子、棚等

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、入札補助、施工・調達監理等。ソフトコンポーネントとして、機材及び施設維持管理に係る技術支援のほか女子教育に係る啓発等。

ウ) 調達・施工方法：施設・機材調達方式（現地企業活用型）を想定。詳細は、協力準備調査にて確認する。

(3) プロジェクトサイト

シダマ州 5 県（Arbegona woreda, Chire woreda, Hawassa City Administration, Gorche woreda, Boricha woreda）（協力準備調査にて詳細を確認）

(4) プロジェクト実施体制

プロジェクト実施機関：シダマ州教育局（Sidama National Regional State Education Bureau）

運営・維持管理体制：シダマ州教育局によって、教職員の配置及び運営・維持管理費が確保される見込みであるが、協力準備調査において詳細を確認する。

(5) プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

技術協力では、「科学技術のための算数・数学理解プロジェクト」（2019年3月～2023年8月）にて、中等数学カリキュラム・教科書の改訂を支援しており、本事業で建設される中等学校においても同プロジェクトで改訂された教科書が活用されることで教育の質向上に資することが期待される。また、維持管理体制の確認を行う中で、当国で実施中の「学校運営改善アドバイザー」（2021年10月～2023年9月）の知見の活用可能性を検討する。無償資金協力においては「アムハラ州中学校建設計画」（2011年G/A締結、供与額12.08億円）で中等学校の新設及び増設にて受入拡大及び教育環境の改善を図ったほか、「南部諸民族州小中学校建設計画」（2012年G/A締結、供与額13.10億円）で小中学校の建設と学校家具や機材の整備を行った。

(6) プロジェクトに関連する他ドナーの活動

世界銀行、外務・英連邦・開発省（Foreign, Commonwealth & Development Office: FCDO）、フィンランド、UNICEF、ノルウェー、Global Partnership for Education (GPE) が拠出する教育セクターのコモンファンド（GEQIP-E）を通じて、紛争影響地域であるアムハラ州及びアファール州にて初等・前期中等学校50校の新設が予定されている。

第4条 業務の目的

本業務では、施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な先方負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項、及び事業効果測定指標等を提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、エ国「シダマ州中等学校建設計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、発注者がエ国政府と合意する討議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①現地企業活用型を想定した無償資金協力による学校建設・機材整備の為に必要な情報収集、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議を行うための現地調査Ⅰと、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査Ⅱの実施を予定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、日本の無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で発注者と十分に協議する。特に以下の段階においては関係者が出席する会議を開催し、計画内容について必ず発注者の確認を得る。

- 1) 現地調査Ⅰ開始前：その時点までに得られた情報を基にコンポーネントを検討し、発注者と協議の上、素案を決定する。
- 2) 現地調査Ⅰ帰国後：現地調査Ⅰの結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、基本的な計画・設計の方向性を協議・確認する。また、設計・積算方針会議で具体的な設計・積算に係る方針を協議・決定する。
- 3) 現地調査Ⅱ派遣前：計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(3) 調達方式の検討方針

本事業は施設・機材等調達方式（現地企業活用型）による実施（一般競争入札により現地業者を選定）を想定している。そのため、本プロジェクト実施に係る調査・検討においては以下の点に留意する。

- 1) 被援助国に登録されている企業を対象とした一般競争入札を想定し、本調査を受注したコンサルタントが現地における入札、現地企業との契約・支払い支援、施工監理、調達監理等を行うことを前提に実施体制を検討する。
- 2) 現地企業の能力を慎重に分析し、本プロジェクト実施段階において必要と判断される場合は、本邦コンサルタントによる現地企業の施工監理支援（建設資機材の調達計画策定支援、施工図や製作図作成支援等）の実施も含め、円滑な事業実施、施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画／調達計画等に反映する。施工監理体制については、先行プロジェクトの教訓・好事例についても分析・反映のうえ、経済的にも技術的にも適切な体制を提案することとする。なお、それら提案に際しては、コスト縮減にも十分留意する。
- 3) 入札公示から契約までの手続、工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応について先方実施機関であるシダマ州教育局の実施体制を確認し、弁護士または調達アドバイザーの配置の必要性の有無等を検討する。また、プロジェクトの実施における4者協議（先方実施機関、受注者、現地企業、JICA）、3者協議（先方実施機関、本邦コンサルタント、現地企業）の実施について検討する。

(4) 設計・積算資料の作成方針

施設・機材等調達方式（現地企業活用型）により実施することを想定しており、2009年3月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2019年10月改訂の補完編、機材編、2020年11月の追補編を含む）（以下「協力準備調査設計・積算マニュアル等」とする）及び概略事業費積算については「施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）」（2021年4月）（以下「現地企業活用型概算事業費積算マニュアル」とする）を参照する。

本事業の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(5) 対象校選定及び施設・機材コンポーネント決定に係る調査方針

本事業の具体的なサイトは協力準備調査にて決定するが、新規学校の建設5校（教室棟、図書室、管理棟、男女更衣室、男女別トイレ等）及び、機材（生徒用机・椅子、教員用机・椅子、管理棟用机・椅子、棚等）の調達を想定し、エ国側と確認を行い、同結果に基づいて現地調査を実施する。また、施設コンポーネントの優先順位及びその基準について、エ国政府と合意した上でサイトを踏査する。踏査に際しては、先方政策、就学需要、アクセスや水資源等を含むサイト条件、土地の確保、既存施設及び学校運営状況、施工管理拠点からサイトまでの距離、現地企業の施工能力、邦人立入にかかる安全性、（携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、警備状況、サイトまでの移動時間）、他ドナーとの重複および連携可能性等の情報を収集・分析する。特に建設作業及び施設供用開始後に不可欠となる商用電源や給水の接続位置や容量など、対象サイトにおける基本インフラの整備状況については重点的に調査を行う。

本事業では新設校が建設予定となるため、特に対象地域における就学需要については、教育事務所における統計のみならず、協力候補サイトの位置から就学可能な範囲に所在する中学校において過去数年間の就学者数、今後の就学需要等について十分に情報収集を行うこととする（各種の指標値は、いずれも男女別のデータ収集を行う）。さらに、新設校であることから教員配置の状況についても確認を行う。

安全対策においては、治安情勢を踏まえ、事業実施方法やサイト選定について慎重な検討を行う。また、対象地域における紛争影響の有無を確認するほか、紛争予防配慮として特定の属性の住民（民族・部族等）に裨益者が偏らず公平・公正な教育が提供されることを確認・選定できるよう候補サイト周辺の裨益者情報を調査し、サイト選定においては選定基準を設定し適用する。また、以下の観点からも調査・確認を行う。

1) 環境社会配慮の観点：

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、C分類とされている。また、シダマ州が用地を確保済みであるため、本事業で用地取得や住民移転等は伴わない予定だが協力準備調査において詳細を確認する。

2) ジェンダー平等推進の観点²：

² ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する観点から、ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案として想定される内容及び、ジェンダー平等推進に資する現時点での方策を記載すること。またその際に「2）ジェンダー平等推進の観点」に記載の内容について留意すること。

本事業はジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件として位置づけられており、本調査において社会・ジェンダー分析を実施する。具体的には、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する観点から関連政策や制度・社会規範・慣習、組織、地域における男女の経験や課題、役割分業の状況、ニーズなどを確認・分析し、ジェンダー課題を抽出する。また、抽出した課題をもとに、ニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。具体的には、女性専用トイレや男女更衣室、女子寮、その他 MHM (Menstrual hygiene management) 含め女子生徒のニーズに対応した施設、機材、およびソフトコンポーネントのニーズ・優先度を確認する。また、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。なお、ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案として現時点で想定される調査項目や分析方法についてプロポーザルに明記すること。また、ジェンダー平等推進にかかる方策等について、現時点でのアイデアをプロポーザルに提案すること。

以上の調査結果を踏まえ、エ国側との協議の上で、最終的な協力対象サイトと建築計画について合意する。

(6) 技術協力プロジェクト等、他の開発協力事業との連携に関する方針

JICA がエ国で実施する基礎教育分野等の協力との相乗効果の発現を目指すべく、必要な情報収集や関係者との意見交換を行う。

具体的には、技術協力「科学技術のための算数・数学理解プロジェクト」（2019年3月～2023年8月）では、中等数学カリキュラム・教科書の改訂を支援しており、本事業で建設される中等学校においても同プロジェクトで改訂された教科書が活用されることで、教育の質向上に資することが期待される。また、当国で実施中の「学校運営改善アドバイザー」（2021年10月～2023年9月）の活動成果を本案件で活かすことも検討する。

(7) 安全対策（治安）に係る方針

本事業サイトは、外務省海外安全情報レベル1に該当する。事業関係者の治安面の安全を確保するための対策を十分に調査・検討する。さらに、シダマ州内には Internally displaced persons (IDPs) が存在している可能性について指摘がされていることから、紛争影響の有無や安全性について丁寧に確認を行う。また、エ国は、全土が外務省感染症レベル1に該当する。計画内容の策定に当たっては、機構の安全対策ガイダンスを参考にしつつ、移動ルート上留意すべき地域を通過する際含め、対象校選定においては安全調査を実施の上、本事業に必要と考えられる安全対策の検討ならびに感染症対策措置を講じ、提案するとともに、調査の過程で発注者と十分協議すること。

(8) 工事安全管理に係る方針

施工時の工事安全管理にあたっては、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下、「工事安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。

具体的にはエ国での最近の既往調査報告書等や JICA エチオピア事務所から安全対策にかかる情報収集を行い、エ国側から入手または確認すべき工事安全及び労働安全衛

生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針に留意するとともに、工国の他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じて工国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA エチオピア事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA エチオピア事務所と協議し、工国側から入手または確認が必要な情報について確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA エチオピア事務所に報告を行う。

(9) 報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン（2020年11月改訂版）」（以下、「無償報告書ガイドライン」）に従う。

(10) プロポーザルの記載事項

本特記仕様書案は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。新型コロナウイルスの感染拡大による渡航制限の状況をふまえて、遠隔による調査を取り入れる等、コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本特記仕様書案に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目があれば、プロポーザルに記載して提案すること。

(11) その他留意事項等

過去の無償資金協力「南部諸民族州中学校建設計画」（評価年度 2019）において、県教育局・学校・コミュニティの連携有無が、当国の運営維持管理に影響を及ぼすという教訓が得られていることから、本事業においても、学校設備の修繕等、必要な予算措置が適切になされるよう、コミュニティの連携可能性について検討する。

第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) 国内事前準備

1) 調査計画及び協力計画案の策定・検討

関連資料を分析・検討し、事業の全体像を把握する。併せて調査の全体方針、調査項目及び調査手法を整理し、調査計画及び協力計画案を策定・検討する。

2) 業務計画書、インセプション・レポート、質問票の作成

上記1)を踏まえ、業務計画書、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、無償資金協力制度、便宜供与依頼事項等を含む）、質問票を作成する。

(2) 現地調査 I

1) インセプション・レポートの工国側に対する説明・協議

発注者の調査団員と協力し、インセプション・レポートを工国側関係者に説明し、内容を確認・協議する。

2) 事業の背景・目的・経緯の確認

本計画に関連する政策や現状を確認した上で必要性、妥当性を整理する。

3) 教育・社会事情調査

- ① 国家開発計画、教育政策、教育セクター開発計画等、上位計画の概要と本事業の位置づけを確認する。
- ② 本事業計画の実施妥当性を検証するために必要となる教育セクターの基本統計、データ、資料等を収集する。
- ③ 相手国における後期中等学校教室建設の進捗状況と今後の整備計画、社会環境を調査し、対象校の位置づけを確認する。
- ④ 相手国における新型コロナウイルス下での方針や学校体制の変化、学校建設への影響について確認する。
- ⑤ 1教室あたり適正生徒数等の基準や教育施設整備基準等を確認する。
- ⑥ 対象校周辺後期中等学校における教員配置状況、及びその資質（教員資格等）を確認する。
- ⑦ 工国国内における後期中等教員の育成状況と今後の計画を確認する。
- ⑧ 全国における教員採用・配置計画を確認する。
- ⑨ 対象校における教員等の配置準備（予算手当含む）、及びその資質（教員資格等）について確認する。
- ⑩ 代表的な後期中等学校における年間の学校運営予算（学費、政府補助金等）に関し、予算計画及びその執行管理状況を確認し、施設の維持管理に関する実態を確認する。
- ⑪ 主要な他ドナーによる教育分野の事業概要を確認する。またそれらとの連携可能性を確認する。
- ⑫ 他ドナーによる後期中等学校施設整備の計画、実施状況（実施体制、設計・仕様、施設供与後の年数や現状（劣化状況含む）、建設費等）を把握し、計画の参考とする。後期中等学校施設整備計画に関しては、建設予定校、協力内容等を確認し、本プロジェクトとの重複がないことを確認する。
- ⑬ 工国のスクールイヤーを確認する。

4) ジェンダー課題に関する調査

① 社会・ジェンダー分析を行う

- ・実施機関におけるジェンダー主流化の取り組みについて確認する。

- ・地域の社会や家庭内における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況を確認する。

- ・対象予定地域周辺の後期中学校における児童・生徒数や教員数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。

② 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

- ・女子生徒の出席率、修了率、中途退学の実態および社会文化、経済状況等の女子生徒の就学を阻害する原因に関する情報を収集し、女子児童・生徒の就学継続を促すための改善案に関する情報を収集する。

- ・既存後期中等学校を視察し、女子児童・生徒や女性教員に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメントやニーズ、女子児童・生徒の就学促進のための改善案に関する情報を収集する。

③ ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

- ・施設計画（設計仕様など）に対する具体的なジェンダーニーズ対応事項を提案する。

- ・対象予定地域の状況を確認し、建設予定の学校からコミュニティの距離、通学路の安全性が女子生徒にとって妥当であるか、また女性教員の安全な住宅が近隣に存在するかどうかを確認する。

- ・セキュリティの観点から女子更衣室及び女子トイレの設置場所等を決定、施設内や通行路の安全性を確保する。（死角や暗闇によるリスク排除、十分な明るさを保つための街灯設置、樹木伐採等）

- ・同国の学校における月経対処の現状とニーズを踏まえて、月経衛生管理（MHM）の観点から、女子生徒にとって安心できるトイレ・水施設整備計画を提案する。

- ・多くの人が使いやすい（成人男性基準ではない）家具や設備のサイズ設定を検討する。

- ・長距離通学で就学を断念する女子生徒のため、女子寮のニーズを確認し、必要性に応じて建設を提案する。

④ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

5) 施設・設備・機材計画調査

① 必要な教室数及びコンポーネント検討のため、対象地域における以下を含む後期中等教育に係る状況を確認する。

- ・対象地域周辺コミュニティの状況

- ・対象地域の衛生環境

- ・対象地域における教育事情

- ・男女別生徒数の現在値及び将来予測値

- ・建設予定後期中学校に進学が予定される中学校の状況

- ・小・中等学校卒業後の進路状況

- ・ 防災、環境面の対策
 - ・ エ国における1教室当たり適性生徒数等の基準
 - ・ エ国における学校設置基準、教育施設整備基準等
 - ・ 給電・給排水・通信環境等、施設・機材が実際に稼働するために必要な設備について現状及び対策
 - ・ 立地による格差
 - ・ 特別な支援が必要な生徒の状況
- ② エ国における標準設計、学校設計プロトタイプ、建設関連法規、環境評価の要否や手続き等を確認する。
 - ③ 妥当性、効率性、持続性を十分に確認し、適切な施設・機材の整備規模を設定する。

6) 施工・機材整備計画調査

- ① エ国における設計・施工に係る法律・許認可等を確認し、必要な許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。
- ② 効率的かつ経済的な施工・機材整備計画立案のために、調達事情、サイトへのアクセス状況（道路や治安等の状況含め）、気象等自然条件の影響、常駐監理者の業務地（拠点サイト）と巡回の頻度の確認など具体的な業務に基づく監理施工体制等を調査する。

7) 調達事情調査

- ① 現地業者の受注・施工実績、業者登録制度・カテゴリの有無、施工能力・技術力、人員、建設機械保有状況、財務力、価格等の詳細な調査を行う。
- ② 調査対象地域における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況、物価上昇率等について詳細を調査する。
- ③ 資機材・消耗品等の原産国、他国（本邦または第三国）を含めた調達先・価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む）及びアフターセールスサービスの内容等を考慮し、資機材調達方法の検討を行う。

8) 候補サイトの状況調査³

- ① 候補地に関する自然条件・社会条件の概況（非自発的住民移転の有無、既存施設の有無・配置状況、土地所有権）を確認する。
- ② サイト状況調査において、気象条件調査、サイト内排水調査、給水設備調査、測量調査、地盤調査、地中埋設物・障害物調査、電気・通信設備調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・企業・NGO に再委託して実

³ サイト調教調査において、経験や知見が豊富な機関に再委託する場合、適切な配置をプロポーザルにて説明する。

施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、正確性、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案する。なお、上記調査にかかる費用は別見積りとして計上すること。各種調査の詳細案は別紙1のとおり。

- ③ 既存施設の撤去、整地の必要性等を確認し、先方負担事項を整理する。

9) 運営・維持管理体制調査

実施機関の組織、人員、能力、財務内容、役割分担等を確認する。財務内容については、各機関の支出内訳(施設建設費、教員給与、維持管理費、教材購入費、プログラム実施費等)を確認し、それぞれの役割を把握する。特に維持管理費については、施設建設後に追加で必要となる予算に十分に留意し、関係機関の今後の予算計画を確認する。

10) ベースライン調査

本事業の評価指標設定のためのベースライン調査を実施する。

11) 環境社会配慮に関する調査

- ① エ国の環境社会配慮に関する法令規程、関連省庁等を確認し、本事業のカテゴリを確認するとともに、本事業の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。
- ② 「JICA 環境社会配慮ガイドライン(2022年1月公布)」に基づき、カテゴリB以上に分類される可能性がある場合はカテゴリCサイトへの変更を行う。

12) 免税情報の収集・整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金(法人税等)、②個人の所得に課される税金(個人所得税等)、③付加価値税(VAT等)、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税(事前免税、事後還付、実施機関負担等)を確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報はJICAエチオピア事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点でJICAエチオピア事務所と協議し、JICAエチオピア事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ずJICAエチオピア事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報(協議相手、内容、連絡先等)も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、OD 現地調査終了時までには、JICA エチオピア事務所および本部担当部署へ提出する。

13) 無償資金のフローに関する調査

無償資金協力の実施（交換公文（Exchange of Note : E/N）の取り交わし、贈与契約（Grant Agreement : G/A）の締結、コンサルタント契約、業者選定、実施監理等）や資金決済にかかる手続及び資金の流れをエ国政府に説明し、エ国政府内で必要な手続やその実施主体、手数料等の負担者を確認する。

14) 事業の実施体制の確認

事業実施機関の組織・人員体制、財政・予算、建設後の学校の運営・維持管理体制、施工監理技術水準等の実施体制を確認する。

15) エ国側負担事項の確認

事業実施にかかる先方負担事項の内容（土地の確保、基本インフラの引き込み、運営・維持管理予算及び人員の確保、支払授權書（Authorization to Pay: A/P）発行や送金に係る手数料の負担等含む）、実施タイミング、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施をエ国政府に要請する。先方負担による既存建物の撤去等が想定されている場合には、そのスケジュール、予算確保の見通し等を必ず確認する。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際のエ国負担事項として協議議事録（ミニッツ）に記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時のエ国負担事項の根拠となる。

16) 治安に関する安全対策の策定ならびに新型コロナウイルス等感染症対策

事業サイト等の治安面の安全対策に関し、JICA エチオピア事務所の安全対策クラークとの協議・情報収集を踏まえ、現地治安情勢を確認の上、サイトの物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について、機構の安全対策ガイダンスを参考にしつつ検討・計画し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。なお、案件別安全対策検討シート（案）は概算事業費の積算に反映させる必要がある為、現地調査終了時に提出する。調査の過程においては随時発注者と協議し最新の安全対策措置内容を確認すること。また先方負担事項については同内容につきエ国政府に説明し合意に向けた支援を行うこと。また、施工計画における新型コロナウイルス等感染症対策を講じること。

(3) 国内分析 I

1) 事業内容の計画策定

現地調査 I 及び発注者との協議を踏まえ、本事業の実施上のリスクを総合的に勘案し、本事業の計画策定（概略設計）を行う。現地調査 I 帰国後 30 日以内を目処

に設計・積算方針案をとりまとめ、設計・積算方針会議において説明・協議する。計画策定には少なくとも以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル等」を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に反映されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。機材については入札に対応できる精度を確保する。

① 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計方針を設定する。

② 基本計画

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

③ 施設計画

施設計画は、先方施設基準、既存施設の活用状況、カリキュラム、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、協力コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。特に、トイレ等の付帯設備、教育家具等については、対象地域内の中等学校及び後期中等施設の現状等を確認するなどして、その整備の必要性を確認する。

④ 設備計画

設備計画については、先方の整備基準、既存教育施設での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

⑤ 概略設計図

⑥ 施工監理・調達計画

施工監理拠点からサイトまでのアクセス状況、役務・資材等の調達事情、自然状況の影響、施工・労務関連法規等を勘案し、以下を含む適切な施工体制、監理/管理体制、工程計画（工法、工期、入札ロット分け）、品質管理計画（品質基準の確保方法、資材毎の品質確保のための確認方法等）を作成する。なお、対象サイトの治安上の懸念から、ガードマンの配置等が必要な場合には、施工方針等に組み入れ、積算に反映させる。

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の注意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理方針・計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材調達計画

- ・ 実施工程
- ・ 機材調達計画
- ・ 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）
- ・ 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）
- ・ 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- ・ 配置場所
- ・ 機材の輸送経路、通関手続き、保健

⑦ ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

ソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントを検討する場合には「ソフトコンポーネント・ガイドライン（第4版）」（2020年11月）を参照のこと。実施する場合、本計画により整備される施設をより効果的・効率的に活用するための支援を検討すること。また、ソフトコンポーネントを実施する場合、本計画により整備される施設をより効果的・効率的に活用するための支援を検討する。

⑧ 過去の案件に関する教訓等の情報

同一地域または同一国、類似分野で先行する案件がある場合は、先行案件の実施上の課題や教訓について記載する。特に工期設定、現地企業・調達業者に関する情報、現地入札制度等について十分な情報を得る。

2) 事業の運営・維持管理計画の策定

エ国における後期中等教育施設の運営・維持管理計画（教員、事務員雇用、生徒募集、資金調達、学校運営等）を整理し、その実現可能性について十分検討する。並びにプロジェクトの維持管理費を算出する。

3) 概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算にあたっては、以下の1にあげるガイドラインを参照し、積算総括表を作成の上で発注者に対しその内容を説明し、確認を得る。

なお、概略事業費の算出にあたっては、現地仕様からの改善や管理体制を勘案した上で、コスト縮減の可能性を十分に検討し、取りまとめる。

① 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル等」及び「現地企業活用型概算事業費積算マニュアル」を参照して積算を行う。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

③ 概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償報告書ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

④ 事業費等のドナー比較・過去案件比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費及び内訳）
- ・ 概略の仕様
- ・ 入札方法（P Q基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／B Q方式、支払い条件（履行保障の有無等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

4) 予備的経費の検討

本計画に関する予備的経費の計上のため、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを発注者に提供する。

- ①経済状況、市場変化にかかるリスク（為替変動、インフレ率等）
- ②工事量変動にかかるリスク
- ③自然条件にかかるリスク（洪水、降水等）
- ④現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ⑤治安状況にかかるリスク

5) 事業評価指標の設定

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年を目処とした目標年の目標値を設定する。評価指標は、「基礎教育協力の評価ハンドブック」（2011年11月）及び、「資金協力事業開発課題別の標準的指標例（2021年2月）」を参照し、発注者と協議の上、設定する。

6) 事業実施に当たっての留意事項

事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

7) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

8) 想定される事業リスクの検討

事業実施中及び実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。

事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。特に、想定しうる現地企業の工期遅延に係る各種リスク（資機材調達の遅れ・アンバランス、下請業者、サプライヤーへの支払いの遅れ等）を挙げて分析し、対応策をとりまとめる。

事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、ソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策についても検討する。

9) 協力準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を協力準備調査報告書（案）としてまとめ、内容について発注者と協議する。

(4) 現地調査 II：協力準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む協力準備調査報告書（案）をエ国政府関係者へ説明し、内容を協議・確認する。特に、プロジェクト実施における銀行取極め（B/A）、支払授權書（A/P）の発給、免税手続き、維持管理体制の整備など、エ国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、協力準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容についてエ国側からコメントがなされた場合は、これを十分協議・検討のうえ、必要に応じプロジェクトの基本構想及び無償資金協力事業の原則を変えない範囲で修正を加え、協力準備調査報告書に反映させる。

(5) 国内解析 II：協力準備調査報告書の作成

先方政府関係者への協力準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 協力準備調査報告書
- 3) 機材仕様書

4) デジタル画像集

5) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版

第8条報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7) から(11)を最終成果品とする。最終成果品の提出期限は2024年3月30日とする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1)	業務計画書	: 和文 2部
(2)	インセプション・レポート	: 和文 1部 : 英文 1部
(3)	現地調査結果概要	: 和文 1部
(4)	協力準備調査報告書 (案)	: 和文 1部 : 英文 1部
(5)	概要資料 (案)	: 和文 電子データ
(6)	概略事業費 (無償) 積算内訳書	: 和文 2部
(7)	機材仕様書	: 和文 2部 : 英文 2部
(8)	協力準備調査報告書	: 和文 (製本版) 6部及び CD-R 2枚 : 英文 (製本版) 6部及び CD-R 2枚 : 和文 (簡易製本版) 2部及び CD-R 1枚
(9)	デジタル画像集	: CD-R 2枚 (デジタル画像 60枚程度)
(10)	進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版	: 英文 電子データ
(11)	免税情報シート	: 和文 電子データ

注1) 業務計画書とは、共通仕様書第6条(改訂版)に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、発注者に提出する。

注3) 概略事業費(無償)積算内訳書については、「設計・積算マニュアル」を、その他については「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」(2020年11月改訂版)を参照する。

注4) 協力準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載を含むことから、施工・調達業者契約の認証が終了するまで非公開としている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために、概略事業費の記載がない協力準備調査報告書(和文:先行公開版)を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案として想定される調査項目及び分析方法、ジェンダー平等推進に係る方策等	第6条 実施方針及び留意事項 (5) 対象校選定及び施設・機材コンポーネント決定に係る調査方針 2) ジェンダー平等推進の観点
2	業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査	第6条 実施方針及び留意事項 (10) プロポーザルの記載事項
3	サイト状況調査において正確性、効率性、経済性を考慮した、機関・企業・NGO等の再委託の効果的な配置について	第7条 業務の内容 (2) 現地調査 I 8) 候補サイトの状況調査)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：学校施設建設に係る概略設計、基本設計、詳細設計、施工監理

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/建築計画

➤ 建築設計/設備計画

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.65 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者/建築計画）】

- ① 類似業務経験の分野：無償資金協力事業への従事経験
- ② 対象国及び類似地域：エチオピア国及びアフリカ地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：建築設計/設備計画】

- ① 類似業務経験の分野：無償資金協力事業への従事経験
- ② 対象国及び類似地域：エチオピア国及びアフリカ地域
- ③ 語学能力：英語

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023 年 4 月上旬より国内事前準備を開始し、4 月中旬より現地調査 I を行う。帰国後に積算等の国内解析 I（積算審査に要する期間含む）を行い、2023 年 12 月から現地調査 II / 協力準備調査報告書（案）の説明、2024 年 2 月までに概要資料を提出、2024 年 4 月 15 日までに協力準備調査報告書報告書を含む成果品を作成・提出する。積算審査は現地調査 II 前までに了することを基本とするものの、積算審査未了の状況で現地調査 II を行うことも可とする。ただし、この場合は概要資料提出前までには積算審査を了するとともに、現地調査 II 後に積算審査結果に基づく協力内容見直し等に対応できるようにすること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 18.12 人月（現地：8.67 人月、国内：9.45 人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/建築計画（2号）
- ② 建築設計/設備計画（3号）
- ③ 施工計画/積算
- ④ 調達計画/機材計画
- ⑤ 自然条件調査
- ⑥ 教育計画/ジェンダー調査

3) 渡航回数を目途 全8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査（気象条件調査、サイト内排水調査、給水設備調査、測量調査、地盤調査、地中埋設物・障害物調査、電気・通信設備調査等。）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 案件計画調書①

2) 公開資料

- 基礎研究報告書「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」
([12260121.pdf\(jica.go.jp\)](http://12260121.pdf(jica.go.jp))
- 基礎教育協力の評価ハンドブック
<[836E8393836883758362834E9286955C8E862E786477>\(jica.go.jp\)](http://836E8393836883758362834E9286955C8E862E786477>(jica.go.jp)
<[836E8393836883758362834E9286955C8E862E786477>\(jica.go.jp\)](http://836E8393836883758362834E9286955C8E862E786477>(jica.go.jp)
<[836E8393836883758362834E9286955C8E862E786477>\(jica.go.jp\)](http://836E8393836883758362834E9286955C8E862E786477>(jica.go.jp)
- 基礎教育セクター情報収集・確認調査：国別基礎教育セクター分析報告書（エチオピア）
([12083127.pdf\(jica.go.jp\)](http://12083127.pdf(jica.go.jp))

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有 / 無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	有（*名） / 無
3	執務スペース	有 / 無
4	家具（机・椅子・棚等）	有 / 無
5	事務機器（コピー機等）	有 / 無
6	Wi-Fi	有 / 無

(6) 安全管理

現地業務に先立ち「安全対策ガイダンス」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画を発注者に提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所、在エチオピア日本大使館等から十分な情報収集を行

うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。JICA エチオピア事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について JICA エチオピア事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上

3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

68,318,000円（税抜）

なお、定額計上分12,500千円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めません。

また、上記の金額は、下記（3）別見積りにしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積りについて（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1）旅費（その他：戦争特約保険料）

- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	自然条件調査	第2章 第7条の(2)現地調査の8)サイト状況調査	12,500千円	気象条件調査、サイト内排水調査、給水設備調査、測量調査、地盤調査、地中埋設物・障害物調査、電気・通信設備調査等。	再委託費

(5) 見積り価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

- 東京⇒アディスアベバ
- 東京⇒ドバイ⇒アディスアベバ

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

(ア) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積りもってください。
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

- 別紙1：プロポーザル評価表
- 別紙2：サイト状況調査仕様書（案）

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／建築計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任/〇〇〇</u>	(－)	(13)
ア) 類似業務の経験	－	5
イ) 対象国・地域での業務経験	－	1
ウ) 語学力	－	2
エ) 業務主任者等としての経験	－	3
オ) その他学位、資格等	－	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(－)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	－	－
イ) 業務管理体制	－	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>建築計画／設備計画</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

「エチオピア国シダマ州中等学校建設計画」にかかるサイト状況調査仕様書（案）

1. 目的

サイト状況調査は、本業務にて行う設計、施工計画、積算等について必要な精度を確保するため、対象施設の建設予定サイトにおいて、サイト状況調査（気象条件調査、現況調査、地形測量、地質・地盤調査、給電状況調査、給排水・水質調査）を行う。また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に一般的な調査内容、方法を記すので、先方要請内容を勘案の上、事業実施に求められる精度を確保するために必要な調査の細目をコンサルタントは検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

2. 文献・資料・聞き取り調査

◆ 気象条件調査

対象施設の設計に反映させるため、当該サイトの気象データ等を収集する。

- 月別最高・最低平均気温、年間降水量、月別相対湿度、月別降水量、月別風向、最大風速、落雷頻度、（最低過去 年程度）
- 台風やサイクロンが予想される地域では、過去に被害をもたらした台風・サイクロンについて年・時期、経路、最大風速等について確認すると共に、当該国における最新の耐風設計の基準や法令についても確認する。
- 地震の発生が予想される地域にあっては、過去の域内での発生事例について、年代、規模、震源地（地図上に明示）、被害状況等について調査すると共に、当該国における最新の耐震設計の基準や法令についても確認する。

◆ サイト現況調査

当該サイトの履歴について、関係者への聞き取りや文献・資料調査を通じ、サイトでの調査時に留意すべき事項を事前に明らかにする。聞き取り等で注意すべき事例としては、以下のようなものが考えられる。

- 過去に地滑り・地盤沈下があった
- 以前は水田であったが、埋め立てられた。
- 降雨後、水はけが悪く冠水し、なかなか水が引かない。
- 湧水がある。
- 例年近傍の河川の氾濫により冠水する。
- 以前は建物があった。地下室があった。撤去作業が行われた際に、地下構造物がどこまで撤去されたか。
- 以前はゴミ捨て場/土捨て場として利用されていた。
- 塩害の影響が予測される（海岸からの距離）。
- 季節風及び砂嵐・砂塵の発生頻度、

3. サイト内既存建物調査

サイト内にある建物について、形状、規模、図面・設計仕様、基礎形式、構造上の不具合の有無やその原因、使用状況等について現況調査を行う。

4. サイト内排水調査

サイト内及び隣接する境界部分にある、排水管、排水溝、接続柵等について、その種類、大きさ、レベル、流水方向、勾配等の現況調査を行うと同時に、対象施設からの雨水、汚水及び雑排水の放流先を確認する。

5. サイト内工作物調査

サイト内にある、塀、門扉、擁壁、石垣、井戸、舗装等について、位置、形状、大きさ等の現況調査を行う。

6. サイト内樹木調査

サイト内にある主な樹木について、樹種、高さ、幹回り、枝ぶり、数量について現況調査を行う。

7. 電気・通信設備調査

サイト内及び周囲（隣接道路を含む）にある電気設備について調査を行う。

配電線路：電柱の位置・高さ・番号、及び相数・電圧

通信線路：電柱の位置・高さ・番号、引き込み点、地中線の敷設状況、深さ、管径、管材質、経路、状態

インターネット及び携帯電話の接続状況

マンホール・ハンドホール：位置、形状、大きさ

受変電設備：種類・位置、寸法・容量

非常用発電機：種類、位置、出力、タンク容量、補助タンク容量、製造年月、運転時間自動電圧調整器（AVR）、無停電電源装置（UPS）：容量、許容入力電圧

なお、想定される配電網から供給される電力については、電圧・周波数変動、停電頻度、電圧降下について配電所等からの聞き取り並びに現場測定による調査を行う。位相のずれが機器の性能や故障に影響する機材が含まれる場合には、位相も測定する。また、通年変化、年変化も併せて調査する。

8. 給水設備調査

サイト内及び周囲（隣接道路を含む）にある給水設備について調査を行う。

配水管：種類・管路・管径・管材質・深度・弁室の位置/大きさ

水源：種類（井戸、河川）

なお、上水道から水供給が想定される場合は、水圧、水質、断水頻度等について聞き取り並びに測定による調査を行う。また、通年変化、年変化も併せて調査する。

上水道以外の水源（井水・河川水等）が想定される場合は、季節変動も考慮し、計画建物に必要な給水量の確保に係る検討、及び水源の水質調査を実施する。

水質調査に際しては、本事業で整備される各機材の仕様に合致しているかを確認するための項目を網羅する。

以上 2～8 については敷地測量図に位置を明示した資料を作成する。

9. 地形測量

平面測量、水準測量等

10. 地盤調査

目的：①地下の地盤情報の把握、②計画建物の支持層想定のため、地盤強度に関する情報を得る。

方法：

- ボーリング

地盤情報（土質分類、地層構成、地下水位など）を把握することを目的とし、支持層とみなすことができる地層に到達後更に5mまで行う。なお、実際の深さ、本数などは建築学会の「建築基礎設計のための地盤調査計画指針」などを参照しつつ判断すること。

- サウンディング：

基礎設計のための地盤強度に関する情報を得ることを目的とし、標準貫入試験（深度1m毎）による。なお、標準貫入試験以外の方法を採用する場合には事前にJICAに説明すること。

- サンプリング：

標準貫入試験時にサンプラーに得られる乱されたサンプルを採取し、カラー写真に記録すると共に、含水率ができるだけ変化しないようフタ付き透明密閉容器に入れラベリングし（案件名、採取日、調査孔番号、標本番号、採取深度、土質名、N値等）、調査孔毎に深度順に標本箱に並べて整理し、少なくとも本工事の掘削工事が完了するまでコンサルタントの責任で保管する（標本）。

粘土層等の軟弱層で、基礎設計のため、より詳細な土質の把握が必要な場合、乱さないサンプルを採取し（試料）、必要なラボ試験を実施する（必要な試験項目についてはコンサルタントが判断）。

- 立ち合い・確認

地盤調査中においてはコンサルタント団員による立ち合い確認を適宜行い、コンサルタントは責任を持って成果品の確認を行う。

- 成果品：

柱状図

標準貫入試験結果（N値）

標本及び写真

試料及び土質試験結果一覧

11. 地中埋設物・障害物調査

対象施設の工事に当たり、撤去や移設が必要となる地中埋設物や障害物に係る調査を行う。ここで想定する埋設物・障害物は、過去の構造物の基礎、機能していない残存する地中埋設配線・配管やそれに関連する設備等（柵、ハンドホール等）を指す。以下の方法により実施する。

- 文献・資料・聞き取り調査：当該サイトの履歴について、関係者への聞き取りや設計図などの資料調査を通じ、その有無の可能性や位置を把握する。
- 試掘調査：地中に埋設物あるいは障害物が想定される場合、位置、箇所ならびに掘削深度をコンサルタントが判断の上、試掘を行う。
- 試掘により埋設物・障害物の存在が確認された場合は慎重に確認作業を行い、埋蔵文化財あるいはケーブル、配管などに損傷を与えないように留意し、施主に報

告の上、所轄官庁の指示を仰ぐこと。その後、範囲、厚さ、深さ等、その全容を把握する。

- 試掘時の状況は写真撮影すると同時に、平面測量図に試掘箇所を明示した試掘結果報告を作成する。

12. UX0 探査（該当する国・地域のみ）

地雷・不発弾（UX0）の探査、クリアランスは先方負担事項である。着工前にクリアランスが完了していることが求められるため、それを念頭に探査およびクリアランス開始までのプロセス及び所要期間、実施方法、実施時期について確認する。

13. 実施時期

なお、必要なサイト状況の確認は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

14. 宗教・文化遺産の対象物

サイト予定地内に移設・撤去が困難な信仰の対象物等（樹木、岩等）、文化遺産がある場合は、対象物の概要（種別、位置、大きさ等）について調査し、敷地測量図に位置を明示する。

15. 留意事項

また、再委託を行う場合には、コンサルタント団員による立会を適宜行うことにより、調査実施方法及び調査結果が適切な内容となっていることをコンサルタントが確認することとする。

以上